

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月20日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 邦男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・ニュー・アジア・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間(平成27年2月2日から平成27年2月13日まで) 2,000億円を上限とします。 (2)継続申込期間(平成27年2月16日から平成28年5月19日まで) 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年 1月16日付をもって提出しました「三井住友・ニュー・アジア・ファンド」の有価証券届出書（平成27年9月4日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、平成27年11月20日に有価証券報告書を提出したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

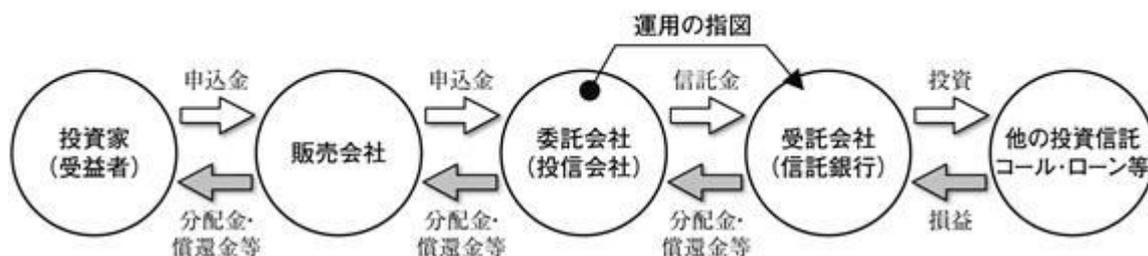
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成27年 9月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	証券投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成25年 4月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

## (八) 大株主の状況

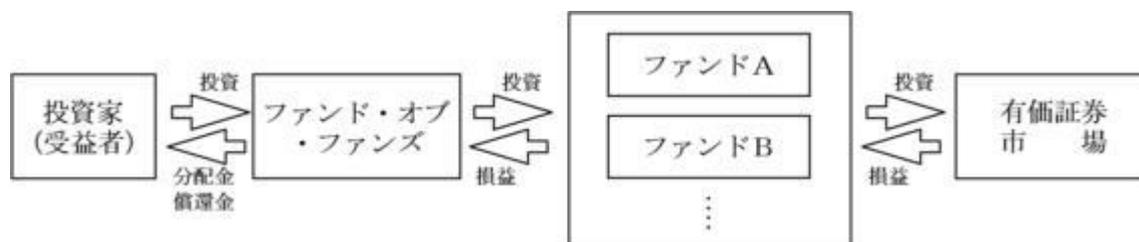
(平成27年 9月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

## 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;更新後&gt;

## イ 基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてフロンティア地域を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ロ 投資態度

(イ) 主として、「ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 「ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）」を通じて、主としてフロンティア地域を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資します。

\* 株式のほかに、預託証書、上場不動産投資信託および上場インフラファンド等へ投資する場合があります。

(ハ) 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ニ) 原則として、「ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）」の投資比率を高位に保ちます。

(ホ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ト) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a . ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）

投資顧問会社	UOB - SMアセットマネジメント・ピーティーイー・リミテッド
副投資顧問会社	三井住友アセットマネジメント株式会社、UOBアセットマネジメント・リミテッド
主要運用対象	フロンティア地域を含む東南・南アジア各国の株式等
運用の基本方針	主として、アセアン、インド、アジアフロンティア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資し、長期的な成長を目指します。

b . マネー・マーケット・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

## ファンドの特色

- ① 主としてフロンティア地域<sup>\*1</sup>を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資します。
  - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
  - 株式のほか、DR(預託証券)<sup>\*2</sup>、上場不動産投資信託および上場インフラファンド等にも投資することがあります。
- ② 投資対象ファンドの運用は、現地の株式運用に強みをもつ「UOB-SMアセットマネジメント」、「三井住友アセットマネジメント」および「UOBアセットマネジメント」が行います。
- ③ 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 年2回決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。
  - 年2回(原則として毎年2月および8月の20日。休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行うことを目指します。
  - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

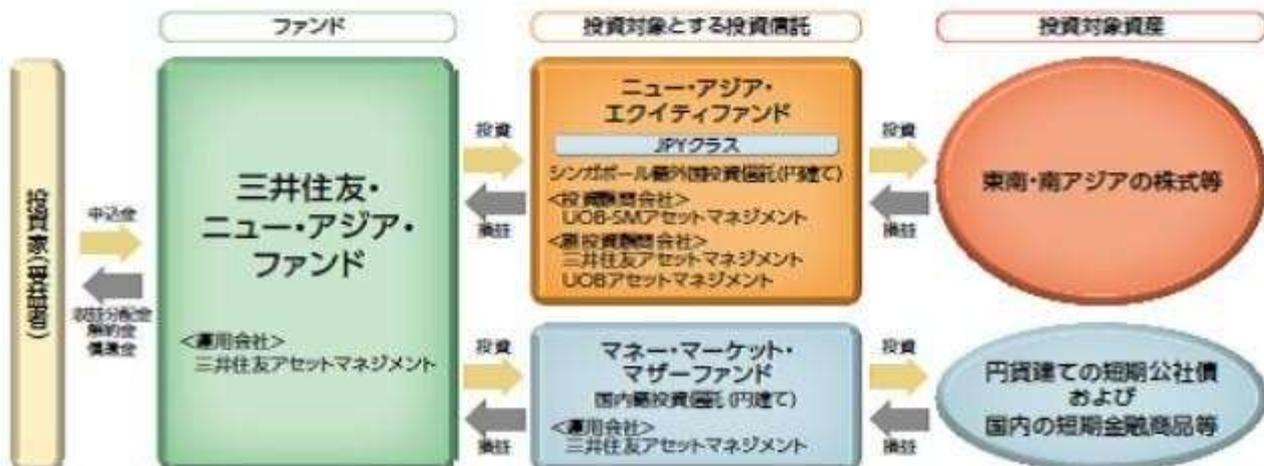
\*1 当ファンドにおいて、フロンティア地域とは、経済が初期の発展段階にあり将来的に高い成長が期待される国を指します。

\*2 DR(預託証券)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



## 当ファンドの投資対象国

- 中国が安定成長に向け舵を切る一方で、東南・南アジアの国々は輸出と個人消費の拡大を受けて、世界の成長をけん引する役割を担うことが期待されています。
- 当ファンドでは、本格的な成長の段階を迎えたこれらの国々（“ニュー・アジア”と称します。）の株式等に投資し、収益の獲得を目指します。流動性や政治動向等を考慮しつつ、経済発展が初期段階にある国々の株式にも積極的に投資します。

### “ニュー・アジア”の3つのカテゴリー



(注1)カンボジア、ネパール、ラオス、ミャンマーの株式には、今後の資本市場の発展状況に応じて投資を行う場合があります。また、他国に上場する当該国の企業に投資する可能性があります。

(注2)アジア先進国は、シンガポール。アジア新興国は、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ。フロンティア・アジアは、ベトナム、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、ラオス、ミャンマー。資本市場の発展度合いを基に三井住友アセットマネジメントが分類。

※上記の投資対象国のすべてに投資するとは限りません。投資対象国は2015年9月末時点のものであり、今後変更になる場合もあります。

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

## (ご参考) 外国投資信託の投資期間会社・副投資期間会社

## 投資期間会社

ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用会社  
UOB-SMアセットマネジメント

## ■概要

三井住友アセットマネジメントとUOBアセットマネジメントの出資(右図参照)によるシンガポール合併会社。資本金600万シンガポールドル。2013年7月10日設立。2014年2月にCapital Markets Services ライセンスを取得し、投資顧問業務を開始。

## ■特徴

両親会社の運用および営業双方のリソースを融合的かつ効果的に活用し、アセアンフォーカスでの投資顧問業務展開を目指します。また、UOBグループのASEAN地域での顧客基盤への営業窓口機能も担っています。

## 副投資期間会社

東南・南アジア株式等の運用を実質的に担当  
三井住友アセットマネジメント

## ■概要

三井住友系列の銀行および保険会社を株主に持つ国内大手の資産運用会社。2002年設立。運用資産総額約12.5兆円。従業員数約600人(うち運用の専門家約180人)を有します。

## ■特徴

国内トップレベルのアジア株運用体制を有し、独自の徹底したボトムアップリサーチを東京、上海、香港の三極一体となった共同作業で実施。現地に精通したアナリストと経験豊富なファンドマネージャーとの多面的な協業による運営が特徴。

## ファンドの運用会社



## 副投資期間会社

東南・南アジア株式等の運用を実質的に担当  
UOBアセットマネジメント

## ■概要

シンガポールの三大銀行の一つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行(大華銀行)グループの運用会社。1986年設立。アジア地域だけでなく世界の株式・債券等の投資信託・投資一任運用において29年以上の経験を有します。

## ■特徴

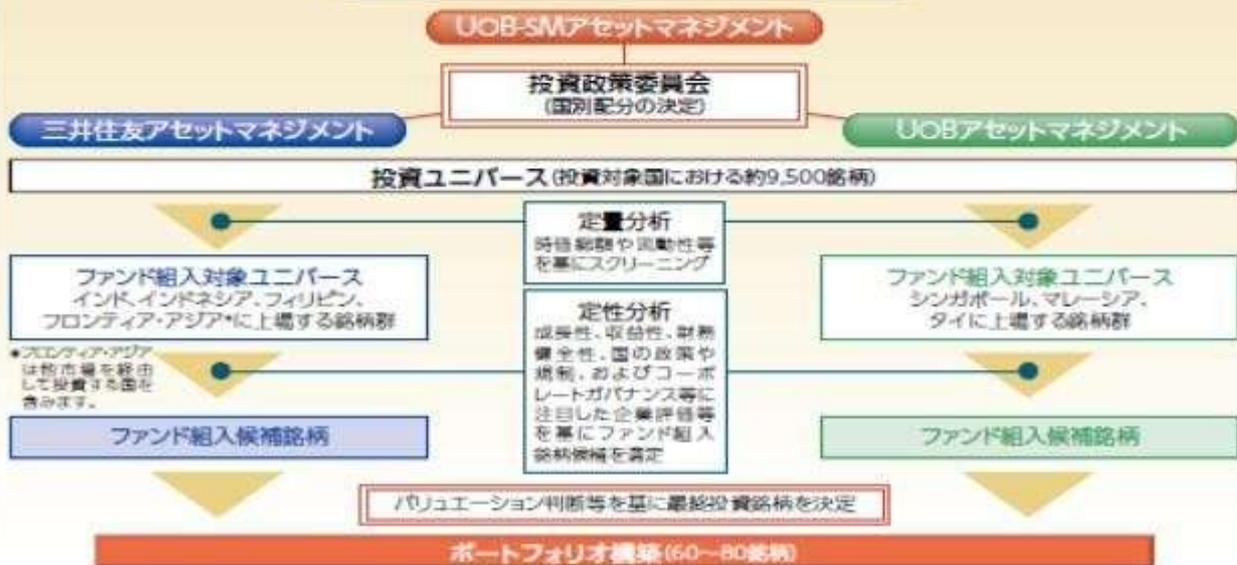
シンガポールを本拠地とし、アジア各国に運用/営業拠点を展開。ミャンマーを含めアセアン各国に支店を配置し、マレーシアおよびタイ子会社に誘致部門を有します。また、グループ証券会社もアセアンに拠点を展開しています。

(注) データは2015年9月末時点。

※UOB-SMアセットマネジメントおよびUOBアセットマネジメントの資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

## 運用プロセスについて

## 銘柄選定プロセスとポートフォリオの構築



(注) 上記の運用プロセスは2015年9月末時点のものであり、将来変更される場合があります。

※UOB-SMアセットマネジメントの資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

## 3【投資リスク】

## &lt;更新後&gt;

## イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがっ

て、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額

の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

#### ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

#### (参考情報) 投資リスクの定量的比較



※左グラフは2010年10月～2015年9月の各月末におけるファンドの最近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における最近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。  
 ※ファンドの設定日が2015年2月16日のため、左グラフの分配金再投資基準価額は2015年2月末以降のデータを表示したものです。左右グラフのファンドの騰落率については各月末の最近1年間の騰落率であるため、新当事項はありません。  
 ※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（前51日）を分配日に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。  
 ※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株→TOPIX(各)当込み)

先進国株→MSCIコクサインデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株→MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

日本国債→NOMURA-BPI(国債)

先進国債→シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債→JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(各)当込み)は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。  
 「MSCIコクサインデックス(グロス配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。  
 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。  
 「NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。  
 「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。  
 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する固定利付国債を対象としています。  
 ※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

## イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

## ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

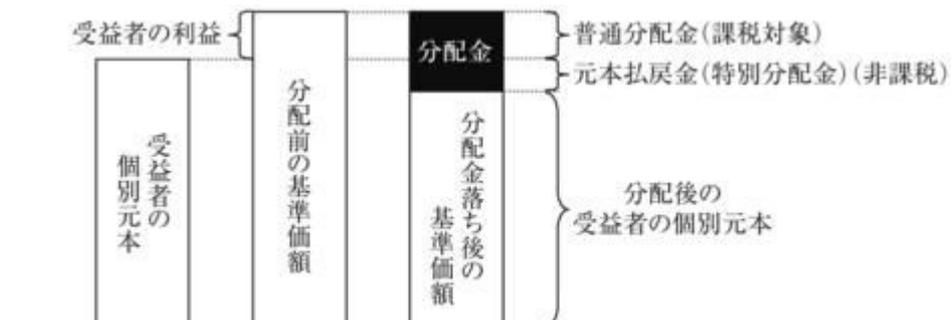
## ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

## （イ）個人の受益者に対する課税

## ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

## ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

## （ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISAの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」が新たに創設され、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成27年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

<更新後>

## （1）【投資状況】

平成27年 9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	シンガポール	5,628,254,022	97.53

親投資信託受益証券	日本	10,001	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		142,330,670	2.47
合計(純資産総額)		5,770,594,693	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ 主要投資銘柄

平成27年 9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
シンガポール	投資信託受益証券	ニュー・アジア・エクイティファンド(JPYクラス)	719,379.2	8,861.04	6,374,447,866	7,823.76	5,628,254,022	97.53
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,967	1.0035	10,001	1.0035	10,001	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別の投資比率

平成27年 9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.53
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.53

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (平成27年 8月20日)	7,086,494,968	7,086,494,968	9,036	9,036
平成27年 2月末日	3,295,107,378		10,047	

3月末日	6,323,536,761		9,892
4月末日	7,047,932,822		9,845
5月末日	7,415,058,105		10,002
6月末日	7,454,560,697		9,628
7月末日	7,529,613,778		9,613
8月末日	6,662,202,293		8,553
9月末日	5,770,594,693		7,987

## 【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	平成27年 2月16日～平成27年 8月20日	0

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	9.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	7,896,075,952	53,411,087

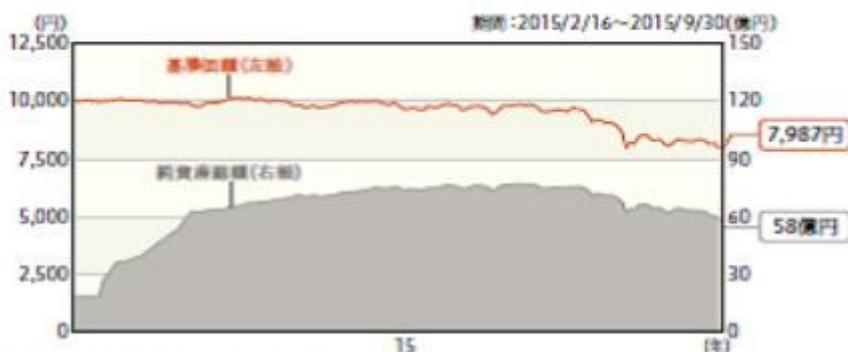
（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 参考情報

基準日2015年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2015年8月	0円
設定以来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 【投資対象とする投資信託の現況】

## ■ニュー・アジア・エクイティファンド(JPYクラス) (2015年9月29日現在)

当該投資信託をシェアクラスとして含む

「ニュー・アジア・エクイティファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	3.74
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3.09
インド	株式	KOIC BANK LTD-SPON ADR	銀行	2.99
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	2.94
パプアニューギニア	株式	GRAMEENPHONE LTD	電気通信サービス	2.71
シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	2.69
インド	株式	LARSEN & TOUBRO-GDR REG 5	資本財	2.55
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・タバコ	2.52
インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・サービス	2.40
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	2.30

※UOB-SMアセットマネジメントから入手した情報に基づき三井住友アセットマネジメントが作成しています。

※国・地域は発行国基準にて表示しています。

※比率は、ニュー・アジア・エクイティファンドの純資産総額に対する当該資産の割合の比率です。

## ■マネー・マーケット・マザーファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	シンガポール	98.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.60
合計(純資産総額)		100.00

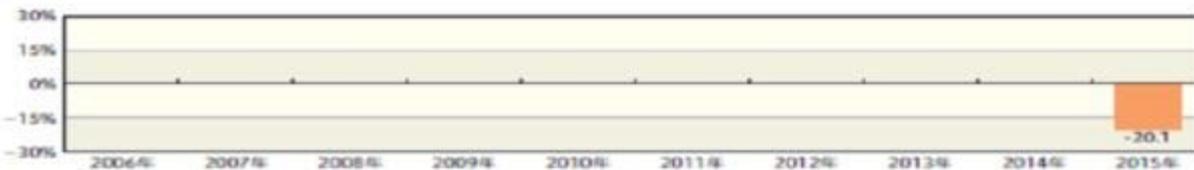
## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期日	比率(%)
日本	国債証券	第335回利付国債(2年)	0.100	2015/12/15	32.23
日本	国債証券	第282回利付国債(10年)	1.700	2016/9/20	16.70
日本	国債証券	第280回利付国債(10年)	1.900	2016/6/20	16.66
日本	国債証券	第276回利付国債(10年)	1.600	2015/12/20	16.49
日本	国債証券	第338回利付国債(2年)	0.100	2016/3/15	16.33

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の割合の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は起入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2015年2月16日)から2015年9月30日までの実績率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (4)【計算期間】

## &lt;更新後&gt;

毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## 第3【ファンドの経理状況】

&lt;更新後&gt;

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成27年 2月16日から平成27年 8月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【三井住友・ニュー・アジア・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)	
第1期 (平成27年 8月20日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	213,497,858
投資信託受益証券	6,925,775,106
親投資信託受益証券	10,001
未収利息	58
流動資産合計	7,139,283,023
資産合計	7,139,283,023
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	7,700,000
未払解約金	8,132,549
未払受託者報酬	1,069,103
未払委託者報酬	35,636,622
その他未払費用	249,781
流動負債合計	52,788,055
負債合計	52,788,055
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	7,842,664,865
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	756,169,897
元本等合計	7,086,494,968
純資産合計	7,086,494,968
負債純資産合計	7,139,283,023

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日	
<b>営業収益</b>	
受取利息	9,105
有価証券売買等損益	707,314,893

	第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日
営業収益合計	707,305,788
営業費用	
受託者報酬	1,069,103
委託者報酬	35,636,622
その他費用	249,781
営業費用合計	36,955,506
営業利益又は営業損失（ ）	744,261,294
経常利益又は経常損失（ ）	744,261,294
当期純利益又は当期純損失（ ）	744,261,294
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,237,475
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,055
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,055
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,218,133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,218,133
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	756,169,897

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第1期 (平成27年 8月20日現在)	
	1. 当計算期間の末日における受益権の総数	
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	756,169,897円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9036円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,036円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日	
	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は1円(1万口当たり0円)ですが、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日	
	1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>	

項目	第1期 自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成27年 8月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

第1期（自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	704,219,790円
親投資信託受益証券	1円
合計	704,219,789円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

項 目	第1期 （平成27年 8月20日現在）
期首元本額	1,900,954,608円
期中追加設定元本額	5,995,121,344円
期中一部解約元本額	53,411,087円

## （ 4 ）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）	781,597.83	6,925,775,106	
投資信託受益証券合計		781,597.83	6,925,775,106	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,967	10,001	
親投資信託受益証券合計		9,967	10,001	
合計			6,925,785,107	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

三井住友・ニュー・アジア・ファンドは、「ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外であります。

## ニュー・アジア・エクイティファンド

ニュー・アジア・エクイティファンド（JPYクラス）の直近の情報が入手できないため、記載すべきデータはございません。

## マネー・マーケット・マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

（平成27年 8月20日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,161,906
国債証券	91,715,284
未収利息	103,844
前払費用	106,504
流動資産合計	93,087,538
資産合計	93,087,538
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-

(平成27年 8月20日現在)

負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	92,764,375
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	323,163
元本等合計	93,087,538
純資産合計	93,087,538
負債純資産合計	93,087,538

## 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成27年 8月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	92,764,375口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0035円
	(10,000口当たりの純資産額 10,035円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成27年 2月16日 至 平成27年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成27年 8月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(平成27年 8月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	96,739,890円
同期中における追加設定元本額	30,898円
同期中における一部解約元本額	4,006,413円
平成27年 8月20日現在における元本の内訳	
日興ワールドC Bファンド（通貨アルファ戦略コース）	70,000,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジありコース）	9,500,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジなしコース）	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
韓国内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円

(平成27年 8月20日現在)	
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルリアル	499,851円
米国ハイインカム・ローン・ファンド(為替ヘッジ型)	499,102円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド(為替ヘッジなし)	1,995,013円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)	99,751円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/3カ月決算型)	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/3カ月決算型)	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(為替ヘッジなし)	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(限定為替ヘッジ)	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円
YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション(為替ヘッジなし)	9,967円
YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション(米ドル円ヘッジ)	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)	997円
合計	92,764,375円

## 附属明細表

### 有価証券明細表

#### (a) 株式

該当事項はありません。

#### (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第335回利付国債(2年)	30,000,000	30,009,000	
	第338回利付国債(2年)	15,200,000	15,208,360	
	第276回利付国債(10年)	15,300,000	15,379,101	
	第280回利付国債(10年)	15,300,000	15,539,598	
	第282回利付国債(10年)	15,300,000	15,579,225	
合計		91,100,000	91,715,284	

### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

<更新後>

### 【純資産額計算書】

平成27年 9月30日現在

資産総額	6,050,345,923円
負債総額	279,751,230円
純資産総額（ - ）	5,770,594,693円
発行済口数	7,225,261,775口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7987円
（1万口当たり純資産額）	（7,987円）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### イ 資本金の額および株式数

	平成27年 9月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

##### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

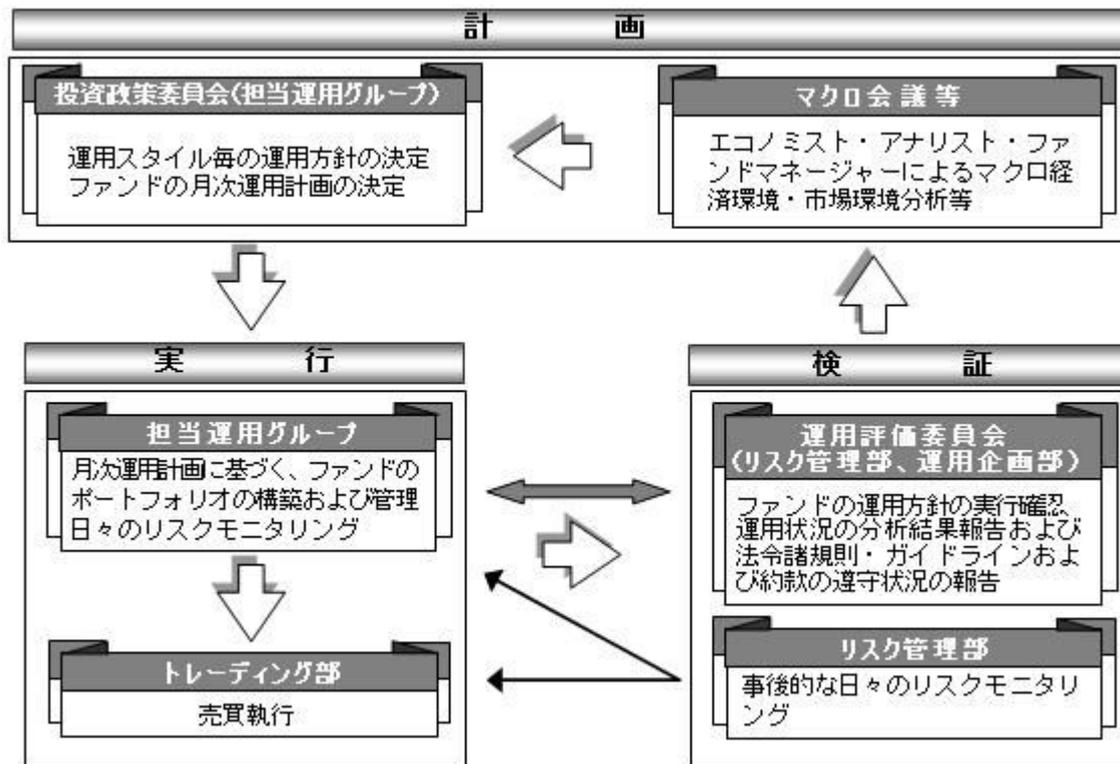
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

##### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成27年 9月30日現在）

		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	50 ( 14 )	167,895 ( 54,576 )
	追加型	454 ( 185 )	4,941,908 ( 2,762,129 )
	計	504 ( 199 )	5,109,803 ( 2,816,704 )
公社債投資信託	単位型	39 ( 39 )	167,129 ( 167,129 )
	追加型	4 ( 1 )	253,019 ( 176,655 )
	計	43 ( 40 )	420,148 ( 343,784 )
合計		547 ( 239 )	5,529,951 ( 3,160,489 )

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## イ 受託会社

- (イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 (ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成27年3月末現在）  
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成27年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	

資本金の額は、平成27年3月末現在。

## 第3【その他】

&lt;更新後&gt;

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
2. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
3. 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
4. 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
6. 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
7. 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
8. 当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドを、一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。

9. 当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を合わせて説明する部分がある場合があります。
10. 当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)を一体のものとして使用する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小澤 陽 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ニュー・アジア・ファンドの平成27年2月16日から平成27年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ニュー・アジア・ファンドの平成27年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。